

名古屋市告示第612号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正  
について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

令和 7年12月18日

名古屋市長 広 沢 一 郎

表中

「

戸田川緑地	港区春田野一丁目、二丁目、西福田一丁目、西蟹田、南陽町大字福田字西蟹田、字大儘、大字西福田字猿島 中川区水里一丁目、富永一丁目、富田町戸田	図面港81の16の区域	平成 6年 4月 1日
-------	--	-------------	-------------

」

を

「

戸田川緑地	港区春田野一丁目、二丁目、西 福田一丁目、西蟹田、南陽町大 字福田字西蟹田、字大儘、大字 西福田字猿島 中川区水里一丁目、富永一丁目、 富田町戸田	図面港81の17 の区域	平成 6年 4 月 1日
-------	--	-----------------	-----------------

」

に、

「

天白川緑地	天白区天白町大字島田字大下、 字中曾根、字保呂、字曲尺手、 字西寄鷺、大字八事字八事前、 字川之内、字中砂入、字仲根前、 字柳原、大字植田字西屋下、字 預堅、植田南一丁目、瑞穂区弥 富町字井ノ元、字関取、南区呼 続町字大堀、字角崎	図面天白 3の 4の区域	昭和57年 4 月 1日
-------	--	-----------------	-----------------

」

を

「

天白川緑地	天白区天白町大字島田字大下、 字中曾根、字保呂、字曲尺手、 字西寄鶯、大字八事字八事前、 字川之内、字中砂入、字中根前、 字柳原、大字植田字西屋下、字 預堅、植田南一丁目、瑞穂区弥 富町字井ノ元、字関取、南区呼 続町字大堀、字角崎	図面天白 3の 5の区域	昭和57年 4 月 1日
-------	--	-----------------	-----------------

」

に改めます。

#### 附 則

この告示は、令和 8年 1月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課